

第4節 構成要素の特定

(1) 構成要素の区分

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の両史跡および周辺地域は、本質的価値を構成する要素、その他の構成要素、周辺地域を構成する要素に分けられる。本質的価値を構成する要素とその他の構成要素は史跡指定地内、周辺地域を構成する要素は史跡指定地外に関わるものである。以下に、各史跡の構成要素をまとめる。

(2) 亀ヶ岡石器時代遺跡の構成要素とその概要

① 本質的価値を構成する要素（史跡指定地内）

縄文時代前期から弥生時代前期にかけての遺構・遺物が確認されているが、特に縄文時代晩期の墓域・捨て場とそこからの出土遺物は重要な構成要素である。さらに、墓域の広がる丘陵、捨て場の広がる低湿地およびその間の斜面地からなる当時の地形的特徴もよく残されており、史跡の本質的価値を構成する要素の一つである。

② その他の構成要素（史跡指定地内）

その他の構成要素は、本質的価値を補完する要素と将来的な改善・除却が望まれる要素に大きく分けられる。

本質的価値を補完する要素には、近世以降の館岡地区の歴史遺産として重要な雷電宮、戦後に文化財保護委員会が設置した史跡境界杭、史跡の価値を示す説明板等が該当する。

将来的な除却・改善が望まれる要素には、旧宅地に残されたマツやスギ等の植栽樹木、市道や用水路等の現代的な利用に関わる施設が該当する。史跡指定地内の西側などに広がる一般住宅や倉庫等も、史跡の保護や縄文遺跡にふさわしい景観形成のため、将来的には移転や撤去が望まれる。

表4 亀ヶ岡石器時代遺跡 史跡指定地内の構成要素

区分	細目	要素	概要	
本質的価値を構成する要素	自然的要素	自然地形・地帯	低湿地を形成する南北の沢および泥炭層	
			屏風山砂丘地の丘陵	
			低湿地と丘陵の間の斜面	
	遺構	縄文時代晩期の遺構	亀ヶ岡文化期の竪穴建物跡、土坑墓、埋設土器、捨て場等	
		縄文時代前期～後期、弥生時代前期頃の遺構	縄文時代前期～中期の竪穴建物跡・フラスコ状土坑等、縄文時代後期の埋設土器・土坑・捨て場等、弥生時代前期頃の遺跡等	
	遺物	縄文時代晩期の人工遺物	亀ヶ岡式土器、透光器土偶等の土製品、石器、玉類等の石製品、骨角器、木製品、藍胎漆器、漆加工関連遺物等	
その他の時期の人工遺物		円筒土器文化期の土器・石器等、弥生時代前期頃の土器・土製品・石器・石製品		
自然遺物		動物遺存体(鳥獣骨・魚骨・昆虫)、植物遺存体(木材・種実・花粉・珪藻)等		
その他の構成要素	(本質的価値を補完する要素)	歴史的要素	近世以降の遺産	①雷電宮(元和8年(1622)由緒)、②庚申塔、防風・防砂林
		文化財保護	文化財保護	③史跡境界杭(石柱「第二号文保委」)
	(改善・除却すべき要素)	現代的な利用に係る施設等	管理施設	⑤⑥史跡説明板、④遺構実物大パネル、⑦雷電宮案内板
		植生	植栽樹木	マツ、スギ、カエデ、ヤナギ等
		現代的な利用に係る施設等	道路・水路	⑧市道、用水路
現代的要素			一般住宅、倉庫、井戸、ビニールハウス、集会所、ゴミ集会場、ブロック擁壁、コンクリート壁、電柱、防災無線、防火水櫃	



図 34 亀ヶ岡石器時代遺跡の構成要素配置図 S=1/4000



① 雷電宮



② 雷電宮参道入口・庚申塔



③ 史跡境界杭 (石柱「第二号文保委」)



④ 台地北側土坑墓の实物大パネル

写真 20 亀ヶ岡石器時代遺跡 構成要素の現況①



⑤ 雷電宮地区土坑墓群の説明板



⑥ 台地北側土坑墓群の説明板



⑦ 雷電宮・亀ヶ岡遺跡案内板



⑧ 市道亀ヶ岡館岡線



⑧ 市道亀ヶ岡館岡線



⑨ 亀ヶ岡地区集会所



⑩ 弘南バス 亀ヶ岡停留所



⑪ 史跡南西部の宅地

写真 21 亀ヶ岡石器時代遺跡 構成要素の現況②

③ 周辺地域を構成する要素（史跡指定地外）

史跡指定地外の周辺地域においても、本質的価値を補完する各種の要素が認められる。亀ヶ岡石器時代遺跡の位置する丘陵に連続する屏風山砂丘地、湖沼地帯、津軽平野などの自然地形は、縄文時代の景観を伝える際に基礎になるものであり、また藩政期以降のこの地域の新田開発の歴史とも深く結びついている。さらに、地域の民間信仰を示す庚申塔、百万遍、化粧地藏等の石造物も多く残されている。

史跡の価値を示す説明板、「北海道・北東北の縄文遺跡群」としての価値を示す共通サインも本質的価値を補完する周辺地域の要素である。駐車場やトイレといった来訪者の利用に関わる「しゃこちゃん広場」等の管理施設も来訪者の利便性向上のために重要である。

表5 亀ヶ岡石器時代遺跡 史跡指定地外の構成要素

区分	細目	要素	概要
周辺地域を構成する要素	自然的要素	自然地形	史跡西側に延びる丘陵・灌池 史跡東側の津軽平野
		遺跡	田小屋野貝塚(縄文前期～晩期、平安)、簡木板屏風山(1)遺跡(縄文前期～後期、平安)、上沢辺(2)遺跡(縄文後・晩期)、館岡屏風山(2)遺跡(縄文後・晩期、弥生)
		近世以降の遺産	庚申塔・二十三夜塔・①百万遍・化粧地藏等の石造物
	現代的な利用に係る施設等	管理施設	②史跡東側のしゃこちゃん広場(トイレ・駐車場、四阿・遊歩道・花壇・土偶石像・「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通サイン)
			⑤史跡南側の仮設駐車場・④遺跡案内所・ショップ・③案内板
	植生	植栽樹木	マツ、スギ、カエデ、ヤナギ、ウツギ等
	現代的要素		一般住宅、倉庫、電柱、田舎、ビニールハウス、用水路



図35 周辺地域を構成する要素（しゃこちゃん広場周辺拡大）



① 百万遍



②-1 しゃこちゃん広場 遊歩道



②-2 しゃこちゃん広場 土偶石像



②-3 しゃこちゃん広場 四阿・低湿地の説明板



②-4 しゃこちゃん広場 亀ヶ岡石器時代遺跡の総合説明板



②-5 しゃこちゃん広場 世界遺産共通サイン



②-6 しゃこちゃん広場 トイレ・駐車場



③ 市内資料館等の案内板

写真 22 周辺地域を構成する要素の現況①



④ 縄文遺跡案内所としゃこちゃんショップ



⑤ 仮設駐車場



⑥ 県道鯉ヶ沢蟹田線

写真 23 周辺地域を構成する要素の現況②

(3) 田小屋野貝塚の構成要素とその概要

① 本質的価値を構成する要素（史跡指定地内）

縄文時代前期から中期にかけての遺構・遺物が確認されているが、特に縄文時代前期の集落を構成する居住域・墓域・貯蔵穴・貝層とそこからの出土遺物は重要な構成要素である。さらには、集落の広がる丘陵地形も史跡の本質的価値を構成する要素の一つである。

② その他の構成要素（史跡指定地内）

その他の構成要素は、本質的価値を補完する要素と将来的な改善・除却が望まれる要素に大きく分けられる。

本質的価値を補完する要素には、史跡の価値を示す説明板・遺構実物大パネルや「北海道・北東北の縄文遺跡群」としての価値を示す共通サインが該当する。

将来的な除却・改善が望まれる要素には、旧宅地に残されたマツやスギ等の植栽樹木、市道等の現代的な利用に関わる施設が該当する。史跡指定地内の一般住宅や倉庫等も、史跡の保護や縄文遺跡にふさわしい景観形成のため、将来的には移転や撤去が望まれる。

表6 田小屋野貝塚 史跡指定地内の構成要素

区分	細目	要素	概要	
本質的価値を構成する要素	自然的要素	自然地形	屏風山砂丘地の丘陵	
	遺構	縄文時代前期～中期の遺構	円筒土器文化期の竪穴建物跡、土坑墓、フラスコ状土坑、埋設土器、貝層、盛土等	
		縄文時代前期の人骨	土坑墓出土の埋葬人骨	
		縄文時代前期の人工遺物	円筒下層・上層式土器、石器、石製品、骨角器、装身具、ベンケイガイ製貝輪等	
縄文時代前期の自然遺物	動物遺存体(鳥獣骨・魚骨・ヤマトシジミ他貝類)、植物遺存体(木材種実)等			
その他の構成要素	(本質的価値を補完する要素)	現代的な利用に係る施設等	管理施設	⑥⑦⑧史跡説明板、⑤「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通サイン
		植生	植栽樹木	マツ、スギ、ヤナギ等
	(改善・除却すべき要素)	現代的な利用に係る施設等	道路	③市道
		現代要素		一般住宅、倉庫、井戸、電柱

③ 周辺地域を構成する要素（史跡指定地外）

史跡指定地外の周辺地域においても、本質的価値を補完する各種の要素が認められる。田小屋野貝塚の集落が広がる丘陵地に連なる屏風山砂丘地、ヤマトシジミの採集場と考えられる古十三湖の広がりや彷彿とさせる津軽平野等の自然地形が該当する。駐車場やトイレといった来訪者の利用に関わる「しゃこちゃん広場」等の管理施設も周辺地域の構成要素である。

表7 田小屋野貝塚 史跡指定地外の構成要素

区分	細目	要素	概要
周辺地域を構成する要素	自然的要素	自然地形	史跡西側に延びる丘陵 史跡東側の津軽平野
		歴史的要素	遺跡
	現代的な利用に係る施設等	管理施設	史跡南側の「しゃこちゃん広場」(トイレ・駐車場・四阿・遊歩道・花壇・土偶石像)
			芝罎道沿いの案内板 亀ヶ岡石器時代遺跡南側の仮設駐車場・遺跡案内所・ショップ
	植生	植栽樹木	マツ、スギ、カエデ、ヤナギ等
	現代的要素		一般住宅、倉庫、田畑、ビニールハウス、電柱、防火水槽、用水路

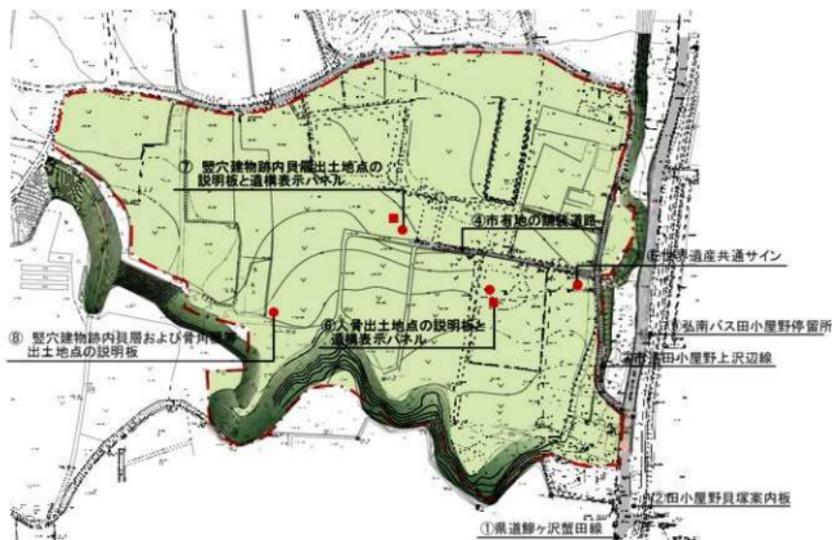


図 36 田小屋野貝塚の史跡内外 構成要素の現況



① 県道郷ヶ沢蟹田線



② 田小屋野貝塚案内板

写真 24 田小屋野貝塚 構成要素の現況①



③ 市道田小屋野上沢辺線



④ 市有地の舗装道路



⑤ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」 共通サイン



⑥ 人骨出土地点の説明板と遺構表示パネル



⑦ 竪穴建物跡内貝層出土地点の説明板と遺構表示パネル



⑧ 竪穴建物跡内貝層および骨角器等出土地点の説明板



⑨ 弘南バス 田小屋野停留所

写真 25 田小屋野貝塚 構成要素の現況②

第5節 指定地の状況

(1) 土地の所有関係

つがる市では平成24年度から史跡地の公有化を順次進めており、令和6年3月現在、亀ヶ岡石器時代遺跡では、青森県・つがる市・館岡財産区を含めた公有地48%、民有地52%、田小屋野貝塚では公有地86%、民有地14%となっている。亀ヶ岡石器時代遺跡の公有地は、わずかの県有地と館岡財産区の土地を除く大部分が市有地である。田小屋野貝塚の公有地は全て市有地である。民有地の地目は、亀ヶ岡石器時代遺跡で畑、山林、宅地、田小屋野貝塚で畑が高い割合を占める。

表8 亀ヶ岡石器時代遺跡土地利用状況（令和6年3月現在）

所有区分	所有者	地目	面積(m ²)	割合(%)	合計面積(m ²)	割合(%)	
公有地	つがる市	青森県	原野	172.00	0.17	48,346.29	47.81
		宅地	16,041.05	15.86			
			2,209.00	2.18			
		畑	5,450.00	5.39			
		山林	12,156.00	12.02			
		原野	1,943.00	1.92			
		雑種地	2,658.00	2.63			
		道路	5,344.77	5.29			
		ため池	931.00	0.92			
		水路	413.47	0.41			
		館岡財産区	雑種地	1,028.00	1.02		
民有地	個人	農事組合法人	畑	4,531.00	4.48	52,769.00	52.19
		宅地	10,916.79	10.80			
			田	1,516.00	1.50		
		畑	21,625.00	21.39			
		山林	13,982.00	13.83			
		原野	189.00	0.19			
		雑種地	9.21	0.01			
合計面積		101,115.29	100.00	101,115.29	100.00		

表9 田小屋野貝塚土地利用状況（令和6年3月現在）

所有区分	所有者	地目	面積(m ²)	割合(%)	合計面積(m ²)	割合(%)
公有地	つがる市	宅地	1,967.34	3.12	54,167.98	85.99
		畑	47,046.00	74.68		
		山林	3,261.00	5.18		
		原野	87.00	0.14		
		雑種地	475.00	0.75		
		道路	1,331.64	2.11		
民有地	個人	宅地	2,784.64	4.42	8,825.64	14.01
		畑	3,976.00	6.31		
		原野	2,065.00	3.28		
合計面積		62,993.62	100.00	62,993.62	100.00	

(2) 公有化の経緯

平成17年のつがる市誕生時、亀ヶ岡石器時代遺跡の93%、田小屋野貝塚の100%が民有地であった。つがる市では平成21年に保存管理計画を策定し、平成24年度から亀ヶ岡石器時代遺跡、平成25年度からは田小屋野貝塚の公有化を順次進めることで昭和19年の旧指定地について保護の万全を図ってきている。旧指定範囲では両史跡とも9割を超える高い公有化率を達成しているが、追加指定を経て現在の公有化率となっている。なお、田小屋野貝塚は令和元年度、亀ヶ岡石器時代遺跡は令和5年度より追加指定地も含めた公有化事業を進めている。

表 10 亀ヶ岡石器時代遺跡足跡指定地一覧①

地番	面積 (㎡)	地目	所有者	指定年月日	備考
木造館岡 沢根 75番	501.00	原野	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 沢根 76番	1001.00	原野	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 沢根 83番9	2473.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 沢根 83番11	1176.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ六
木造館岡 沢根 83番26	957.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ三
木造館岡 沢根 83番27	29.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ三
木造館岡 沢根 83番28	34.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ三
木造館岡 沢根 83番29	1408.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番30	950.00	山林	個人	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番31	1220.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番32	1180.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番33	1027.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番34	90.58	宅地	個人	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番35	262.42	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番36	1853.67	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ五
木造館岡 沢根 83番38	218.00	雑種地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ六
木造館岡 沢根 83番41	302.84	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ六
木造館岡 沢根 83番45	85.84	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ六
木造館岡 沢根 83番46	119.79	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ六
木造館岡 沢根 83番47	278.39	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造館岡 沢根 83番52	1265.87	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ九
木造館岡 沢根 83番53	740.42	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ三
木造館岡 沢根 83番54	323.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ三
木造館岡 沢根 83番55	580.58	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字澤根八三番ノ四
木造亀ヶ岡 近江野沢 24番	142.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 25番1	259.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二五番
木造亀ヶ岡 近江野沢 25番2	137.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二五番
木造亀ヶ岡 近江野沢 25番3	157.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二五番
木造亀ヶ岡 近江野沢 25番4	279.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二五番
木造亀ヶ岡 近江野沢 26番	82.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 27番1	56.00	山林	個人	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 27番2	103.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 28番	459.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 29番1	208.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 29番2	193.00	田	個人	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 29番3	145.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二九番ノ二
木造亀ヶ岡 近江野沢 29番4	12.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢二九番ノ二
木造亀ヶ岡 近江野沢 29番5	37.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢三五番
木造亀ヶ岡 近江野沢 30番1	481.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 30番2	93.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 近江野沢 30番3	330.00	田	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 32番1	281.82	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢脱原地
木造亀ヶ岡 亀山 32番2	441.00	原野	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字近江野沢脱原地
木造亀ヶ岡 亀山 33番	1013.92	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 34番	679.77	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 35番1	381.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三五番
木造亀ヶ岡 亀山 35番2	251.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三五番
木造亀ヶ岡 亀山 36番1	428.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三六番
木造亀ヶ岡 亀山 36番2	157.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三六番
木造亀ヶ岡 亀山 36番3	1022.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三六番
木造亀ヶ岡 亀山 37番1	1182.11	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三七番
木造亀ヶ岡 亀山 37番2	437.00	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三七番
木造亀ヶ岡 亀山 38番1	954.34	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三八番
木造亀ヶ岡 亀山 38番5	250.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三八番
木造亀ヶ岡 亀山 39番1	829.69	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三九番
木造亀ヶ岡 亀山 39番5	302.00	山林	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山三九番
木造亀ヶ岡 亀山 40番2	142.00	原野	青森県	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四〇番
木造亀ヶ岡 亀山 40番5	30.00	原野	青森県	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四〇番
木造亀ヶ岡 亀山 42番1	465.19	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四二番
木造亀ヶ岡 亀山 42番2	287.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四二番
木造亀ヶ岡 亀山 43番1	563.00	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四三番
木造亀ヶ岡 亀山 44番1	216.79	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四四番
木造亀ヶ岡 亀山 44番2	131.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字亀ヶ岡字龜山四四番
木造亀ヶ岡 亀山 45番	91.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	

表 11 亀ヶ岡石器時代遺跡跡指定地一覧②

地番	面積 (㎡)	地目	所有者	指定年月日	備考
木造亀ヶ岡 亀山 46番	93.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 47番1	578.07	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 47番2	443.00	畑	個人	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 47番3	935.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山四七番ノ一
木造亀ヶ岡 亀山 48番1	59.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 48番2	89.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造亀ヶ岡 亀山 48番3	71.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字館岡字薄塚七六番
木造亀ヶ岡 亀山 49番1	680.31	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山四九番
木造亀ヶ岡 亀山 49番2	693.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山四九番
木造亀ヶ岡 亀山 50番2	441.84	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山五〇番ノ一
木造亀ヶ岡 亀山 50番3	32.00	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山五〇番ノ一
木造亀ヶ岡 亀山 50番4	48.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山五〇番ノ一
木造亀ヶ岡 亀山 50番5	317.03	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 50番6	204.51	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 50番7	65.35	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 92番	324.00	雑種地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 93番	1734.00	雑種地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 94番	39.00	雑種地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山五〇番
木造亀ヶ岡 亀山 95番	253.85	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は館岡村大字龜ヶ岡字龜山五〇番
木造館岡 沢根 67番	226.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 68番	205.00	田	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 69番	211.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 70番	88.00	田	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 71番	191.00	田	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 72番1	195.00	田	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 72番2	185.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 73番	123.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 74番	241.00	田	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 77番	931.00	ため池	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番1	146.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番2	124.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番3	93.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番4	189.00	原野	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番5	171.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 78番8	44.00	田	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 81番	328.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 82番	471.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番1	1,946.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番2	581.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番5	4,783.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番6	1,816.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番7	3,503.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番8	1,344.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番10	792.36	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番12	1,569.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番13	1,402.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番14	683.80	宅地	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番15	572.56	宅地	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番16	758.52	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番17	4,531.00	畑	農事組合法人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番18	650.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番19	1,067.19	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番20	419.00	畑	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番22	117.93	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番23	44.17	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番24	31.81	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番25	66.38	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番37	951.00	雑種地	館岡財産区	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番39	343.00	雑種地	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番40	248.64	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番42	732.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番43	414.63	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番44	342.25	宅地	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番48	878.52	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番49	934.15	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番50	232.00	畑	個人	令和2年3月10日	

表 12 亀ヶ岡石器時代遺跡史跡指定地一覧③

地番	面積 (㎡)	地目	所有者	指定年月日	備考
木造館岡 沢根 83番51	605.56	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番56	1,102.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番57	229.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 沢根 83番58	29.38	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 24番1	671.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 24番2	193.03	宅地	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 25番	872.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 26番1	1,575.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 26番2	131.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 27番	703.00	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 27番2	61.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番1	679.86	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番2	293.78	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番3	442.93	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番4	4.00	雑種地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番5	468.67	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番6	73.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番7	47.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番8	5.21	雑種地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番9	63.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番10	81.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 28番11	19.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 30番	420.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 51番	480.23	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 52番	358.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 53番1	623.93	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 53番2	932.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 54番	113.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 55番	113.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 57番	542.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 59番1	2,307.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 59番2	1,437.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 59番4	1,607.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 97番	71.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 98番	104.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡 亀山 99番	270.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 370番2	255.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 370番4	79.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 371番1	137.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 373番1	693.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 373番2	11.00	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 374番1	49.00	畑	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 374番2	5.42	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 375番	59.32	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 376番	58.93	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 378番1	944.00	山林	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 378番2	1,026.32	宅地	個人	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 385番2	129.51	公衆用道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡 屏風山 385番3	77.00	雑種地	館岡財産区	令和2年3月10日	
上の地域に介する道路敷	610.55	道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡亀山24番2と同58番1に北接する道路敷に挟まれ同39番1と同42番11に挟まれるまでの道路敷	2,616.87	道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造亀ヶ岡亀山53番2と同58番1に挟まれ木造館岡沢根74番と同75番に南接する水路敷に挟まれるまでの道路敷	654.01	道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡沢根83番7と同83番43に挟まれ同83番10と同83番52に挟まれるまでの道路敷	763.41	道路	つがる市	令和2年3月10日	
木造館岡沢根68番に北接し同78番2と同83番11に挟まれるまでの水路敷	413.47	水路	つがる市	令和2年3月10日	

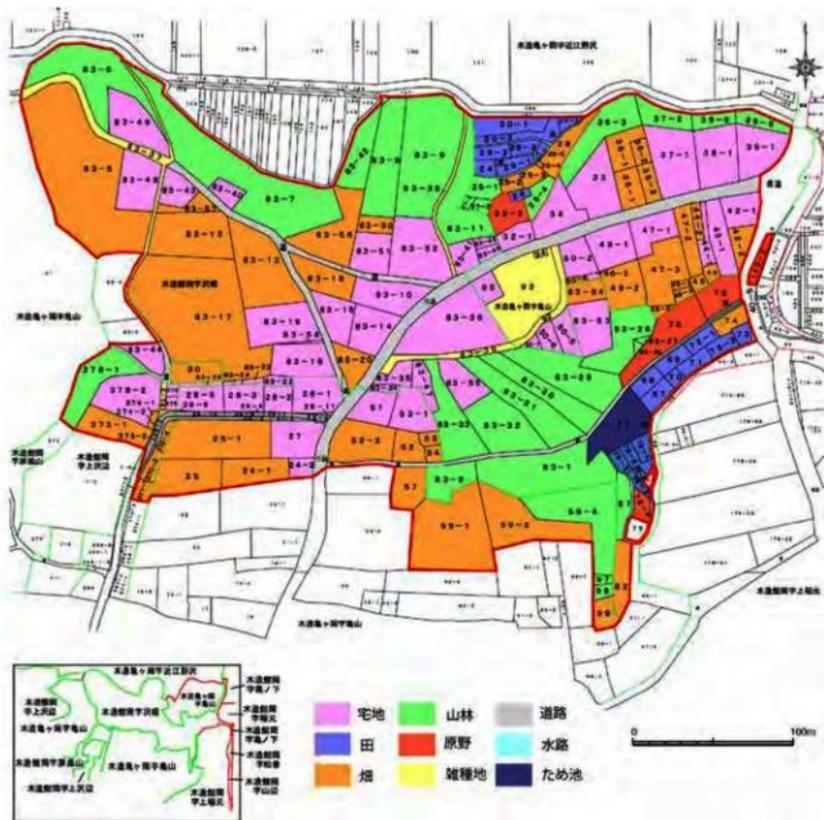


図38 亀ヶ岡石器時代遺跡土地目図（令和6年3月現在）

表 13 田小屋野員塚史跡指定地一覧

地番	面積 (㎡)	地目	所有者	指定年月日	備考
木造館岡 田小屋野 1番	211.75	宅地	個人	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 3番	496.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 4番1	1,520.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 4番2	667.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番1	1,679.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野五番ノ十
木造館岡 田小屋野 5番4	764.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番5	824.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番6	249.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番7	831.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番8	549.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番9	863.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番10	2,853.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番11	192.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番12	1,237.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 5番13	2,204.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野五番ノ五
木造館岡 田小屋野 5番14	538.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野五番ノ五
木造館岡 田小屋野 5番16	481.70	宅地	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野五番ノ五
木造館岡 田小屋野 7番1	1,831.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 7番2	439.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野七番ノ一
木造館岡 田小屋野 7番3	85.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野七番ノ一
木造館岡 田小屋野 25番2	290.00	畑	つがる市	昭和19年6月26日	
木造館岡 田小屋野 65番1	740.39	宅地	個人	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野三六番
木造館岡 田小屋野 65番2	530.00	畑	個人	昭和19年6月26日	告示時は田小屋野三六番
木造館岡 田小屋野 5番2	1,049.24	宅地	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 5番3	1,319.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 5番15	107.00	雑種地	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 5番16	197.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 5番17	368.00	雑種地	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 11番	651.00	山林	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 15番	1,521.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 20番	1,708.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 21番	1,834.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 22番	1,516.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 23番	1,567.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 24番	1,998.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 25番1	1,762.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 25番3	193.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 27番2	364.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 28番2	631.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 30番	1,364.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 31番	931.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 32番	986.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 33番	1,643.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 34番	1,499.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 35番	1,180.53	宅地	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 39番1	909.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 39番2	482.82	宅地	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 39番3	628.00	畑	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 39番4	169.15	宅地	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 42番	1,171.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 48番22	3,045.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番3	817.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番20	601.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番21	163.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番22	577.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番23	548.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番25	605.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番26	512.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番31	1,024.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 59番32	945.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番2	790.00	山林	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番3	1,371.00	原野	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番4	87.00	原野	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番5	1,226.00	山林	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番6	594.00	山林	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番7	367.00	原野	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番8	90.00	原野	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 64番9	237.00	原野	個人	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 66番2	436.40	宅地	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡 田小屋野 66番14	108.00	畑	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡田小屋野5番4と同66番16に挟まれ 同35番と同66番21に挟まれるまでの道路敷	354.87	道路	つがる市	平成29年10月13日	
木造館岡田小屋野15番と同23番に挟まれ 同65番1と木造亀ヶ岡近江野沢50番2に北接する 水路敷に挟まれるまでの道路敷	976.77	道路	つがる市	平成29年10月13日	

第6節 史跡の公開活用のための諸条件

(1) 公開・活用等の取り組み状況

① 資料館・縄文遺跡案内所での出土品等の展示

縄文住居展示資料館カルコでは、平成29年に企画展示「田小屋野貝塚人骨展」を開催し、出土人骨や土器・骨角器等から分かる縄文時代の暮らしを紹介した。令和2年からは亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の出土資料を紹介する各コーナーを設けているが、令和5年のリニューアルオープンでは、亀ヶ岡石器時代遺跡に関する「遮光器土偶」「亀ヶ岡と漆工芸」などのテーマ展示を導入して、来館者に史跡の価値や魅力を分かりやすく伝える取り組みを進めている。



写真 26 縄文住居展示資料館で開催された「田小屋野貝塚人骨展」



写真 27 リニューアルオープン後の縄文住居展示資料館展示室

木造亀ヶ岡考古資料室では所有者から出土資料の寄託を受けて、亀ヶ岡石器時代遺跡から出土した1千点を超える資料を展示している。漆塗り土器を含む様々な器形の土器、土偶をはじめとする土製品、石器、玉などの石製品、籃胎漆器、釣針などの骨角器、動物遺存体、ベンガラ、土器の中で固着した漆など、亀ヶ岡文化の特徴を良く示す資料群であるが、展示構成が分かりにくく、パネル解説等が不足といった課題を抱えている。



写真 28 木造亀ヶ岡考古資料室の展示

縄文遺跡案内所では、史跡の世界文化遺産としての価値を主題としたパネル展示や史跡周辺地形の立体模型展示を行い、あわせて映像コーナーを設置して最新の発掘調査成果などを来訪者に伝える取り組みを進めている。



写真 29 縄文遺跡案内所の展示

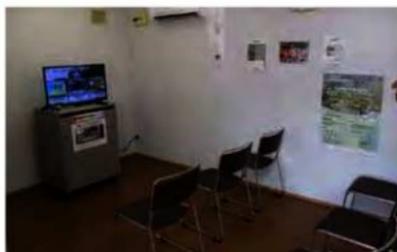


写真 30 縄文遺跡案内所の映像コーナー

② 遺跡ボランティアガイド

令和元年には遺跡ボランティアガイド「つがる縄文遺跡案内人」が充足し、縄文遺跡案内所を拠点としてガイド事業を実施している。令和3年7月の「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録を受けて史跡来訪者が急増しており、令和5年4月下旬から11月末の間はガイド事業を毎日実施して受け入れ態勢の強化に努めている。令和5年度のガイド実施対象者数は約5,800人に達する。



写真 31 「つがる縄文遺跡案内人」によるガイド

③ 発掘調査の現地説明会

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚ではこれまでに内容確認調査を継続的に実施しており、史跡に対する理解を深めてもらうことを目的として、発掘調査の現地説明会を開催している。

平成21年・29年と令和3年には亀ヶ岡石器時代遺跡において堅穴建物跡や土坑墓群などが新たに確認され、令和4年には田小屋野貝塚において貝層を伴う堅穴建物跡などが良好な状態で確認されたことから、いずれも現地説明会を開催して発掘調査の成果を広く周知している。



写真 32 亀ヶ岡石器時代遺跡の現地説明会



写真 33 田小屋野貝塚の現地説明会

④ 体験学習

市内の小・中学生を対象とした夏休み体験講座を令和元年から開催し、地元の陶芸家を講師として土偶や土器づくりを行っている。令和3年からは「JOMON 亀ヶ岡遺跡・田小屋野貝塚まつり」において、ペンケイガイの貝輪づくりや火おこし、土器の拓本採りを史跡現地で行い、体験学習の機会を増やす取り組みを進めている。



写真 34 小・中学生対象の夏休み体験講座



写真 35 ペンケイガイの貝輪づくり体験

⑤ 情報発信

令和4年に「つがる市 JOMON ポータルサイト」を開設し、史跡・世界遺産としての価値、資料館・縄文遺跡案内所、ガイド事業、史跡へのアクセス、整備に向けた取り組み等の様々な情報を掲載して情報発信を進めている。さらに、史跡案内マップを作成して縄文遺跡案内所に設置し、2つの史跡を周遊できるように来訪者への情報提供に努めている。



写真 36 つがる市 JOMON ポータルサイト



写真 37 史跡案内マップ

⑥ 市民活動との協働事業

NPO 法人つがる縄文の会では、平成12年より縄文時代・文化をテーマとした「JOMON 亀ヶ岡文化フォーラム」を開催しており、外部講師による講演やパネルディスカッション、市教育委員会の発掘調査報告を通じ、史跡の価値を広く社会に発信する取り組みを継続して実施している。

つがる縄文の会では、平成21年より「JOMON 亀ヶ岡遺跡まつり」を開催し、ステージイベントや縄文ネブタ運行を通じて史跡の活用事業を推進しつつ、地域社会との連携も図っている。



写真 38 JOMON 亀ヶ岡遺跡まつりのステージイベント



写真 39 JOMON 亀ヶ岡遺跡まつりのねぶた運行



写真 40 木造高校生による「駅からハイキング」



写真 41 田小屋野貝塚の埋葬人骨を再現する木造高校生

平成 23 年から令和元年にかけては田小屋野貝塚の周知を目指した「田小屋野貝塚ウォーク」も併催している。

つがる縄文の会による上記の情報発信事業は、県立木造高等学校による遺跡活用の取り組みへとつながっていく。平成 28 年には高校生による「田小屋野貝塚ウォーク」のガイドが始まり、平成 29 年から令和元年にかけては J R 東日本との共同企画「駅からハイキング」において「津軽弁ガイドの高校生と世界遺産を目指す縄文遺跡巡り」のコースが催行され、首都圏からも参加者を呼び込む取り組みとして注目された。

また、つがる縄文の会と市教育委員会の連携により、平成 26 年から遺跡ガイド事業の開始に向けたボランティアガイド養成講座及び現地バスツアーを開催している。令和 2 年以降は、従来の養成講座を刷新した「深掘り！縄文遺跡もの知り講座」を開催している。この講座では、ガイド登録者の技能向上と新たな担い手の確保を目的として、市教育委員会職員や外部講師による幅広いテーマの講座を年 2 回開催している。



写真 42 「深掘り！縄文遺跡もの知り講座」

⑦ 学校教育との連携

令和元年より「つがるの文化財あれこれ」出張講座」の開催を市内小・中学校に周知し、史跡現地及び資料館での校外学習や出土遺物等を用いた出前授業を継続的に実施している。この出張講座は、各学校の要望に応じて各種の文化財をテーマに実施するものだが、史跡や縄文文化、世界遺産に関する要望が高い割合を占め、令和 3 年度に 8 件、令和 4 年度に 8 件、令和 5 年度に 11 件実施している。

市内の小・中学校教育では、令和 4 年度からつがる市型「郷土学」を取り入れており、史跡の価値を分かりやすく伝える DVD や副読本を作成して学校教育での活用を進めている。



写真 43 つがる市型「郷土学」の DVD と副読本

⑧ 地域との連携

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録を見据え、令和元年から令和 4 年にかけて青森県・弘前大学と連携して実施した観光人材育成プログラムでは、講義や他の構成資産の視察等を通じてボランティアガイドの研修を行っている。

市立図書館で毎月開催される郷土学講座において、年 1 回程度、市教育委員会職員が講



写真 44 青森県・弘前大学との連携事業「あおもりツーリズム創発塾」

師となり縄文遺跡の価値や魅力を伝える取り組みを行っている。

また、民間企業との連携事業として、イオンモールつがる柏において令和3年に「つがる市縄文遺跡展示会」が開催された。モール内の特別会場で出土遺物やパネル等を展示し、普段は史跡や出土品に触れる機会のない多くの市民に対しても情報発信を行った。



写真 45 商業施設での縄文遺跡展示会

(2) 地元住民等の公開・活用に対する要望

① 地元地区住民との意見交換会

令和5年2月21日に木造館岡地区・亀ヶ岡地区住民を対象として実施した「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の整備を考える意見交換会」（参加者30名）において出された意見・要望は以下の通りである。

(地域づくり)

- ・史跡の公有化により、集落の人口減少が加速している。この地域から人がいなくならないための整備を考えてほしい。
- ・土産物屋を作る、ガイダンス施設に地元の人を雇用するなど、地元の雇用づくりや人づくりにメリットのある整備をしてほしい。
- ・整備して来訪者数が増えることで、地域の活性化が図られることを期待したい。

(維持管理)

- ・史跡地内にゴミが落ちていて、地域住民が回収して処分している。また、強風の日などに枝が落ちていることがある。

(来訪者動線)

- ・亀ヶ岡石器時代遺跡内の市道を来訪者が歩いていて、来訪者・地元住民の双方にとって大変危険。
- ・事故が起これば来訪者・地元住民がお互いに困るので、歩道の整備は早く進めてほしい。

(ガイダンス施設)

- ・遺跡に関心のある来館者が多いと思うが、子供連れや高齢者などへの配慮も組み込んでほしい。
- ・本格的な資料館を建てるのであれば、現状の木造亀ヶ岡考古資料室の展示資料では少ない。資料調査がもっと必要。
- ・ガイダンス施設には、土器などの関連資料を置いて、発掘状態を見ることができて、屏風山のスイカ・メロンなどの物産を売る道の駅のような施設を備えることも必要。
- ・ガイダンス施設に物産コーナーは是非設けてほしい。
- ・文化財収蔵庫もガイダンス施設と並んで建てることで、地元から出土したものを地元で見せるようにしてほしい。
- ・ガイダンス施設あるいはそれ以外でも良いが、来訪者が館岡地区で食事がとれるようにしてほしい。

(事業期間)

- ・スピード感をもって遺跡と共存できる環境づくりを手をかけてほしい。

② 遺跡活用団体へのアンケート調査

NP0 法人つがる縄文の会では、地域社会や高等学校と連携した遺跡の活用及び情報発信に長年の実績を有することから、同会へのアンケート調査を実施した。意見・要望は以下のとおりである。

1) 史跡の活用に関する課題

(史跡への誘導)

- ・現状、「史跡までの行き方が分かりにくい」「寂しい」という指摘が多く、市外からの来訪者には不親切な状態である。

2) 史跡の活用と整備に関する意見・要望

(史跡への誘導)

- ・既に観光スポットになっているJR木造駅を来訪者のスタート地点と考えると、駅前商店街を「縄文ストリート」として位置づけて、看板やオブジェを設置することで「縄文らしさ」の魅力を創出してはどうか。それにより縄文住居展示資料館カルコへ誘客でき、周辺の市役所等の公共施設や温泉なども連携できる。
- ・亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚までの道のりに「世界遺産の現地に向かう」ワクワクする雰囲気づくりが必要と考える。看板やオブジェ（例えば地元の小学生が描いた絵など）、夏場はのぼり旗を配置するほか、路線バスやタクシー会社にも協力を依頼し、遺跡までのアクセス情報を強化すべき。
- ・例えば、亀ヶ岡石器時代遺跡は「赤」、田小屋野貝塚は「青」にイメージカラーを設定して看板等で分別し、年代の違う2つの世界遺産を道路の導線に活用することで、共に導き合えるようにしたらどうか。

(学校との連携)

- ・市内の小・中学生や高校生は入学したら、年に一度は縄文住居展示資料館カルコを見学し、学芸員による出前講座を受けることとし、教育委員会としても年間スケジュールに組み入れてはどうか。
- ・資料館や図書館を含め、縄文遺跡を教育の場にもっと活用すべき。将来的には市独自の「縄文学」が小・中・高校一貫教育の題材として確立され、例えば木造高等学校に文化部として「縄文部」を作ってもらうなどの働きかけをしてはどうか。高校生による津軽弁ガイドやVR活用などのアイデアが実現しており、それを恒久化するための支援体制、児童生徒と大人が共有できる学びの場が必要と考える。

③ 遺跡ボランティアガイドへのアンケート調査

史跡の維持管理、見学ルート、諸施設、周辺の文化・自然遺産や観光地との連携に関する現状・課題の把握を目的として、遺跡ボランティアガイドへのアンケート調査を実施した。来訪者及びガイドの感想・意見等は以下のとおりである。

1) 史跡の維持管理について

(亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚共通)

- ・台地上の草刈りが不十分。
- ・建物解体後に残る細かな破片や廃屋などが景観を損ねている。
- ・樹木により平野部や津軽山地の眺望が阻害されている。

2) 動線について

(全般)

- ・北方面から来る来訪者には史跡の場所が分かりづらい。
- ・縄文遺跡案内所としゃこちゃん広場の間に民家があるため、案内所敷地と史跡地の一体感がない。
- ・縄文遺跡案内所から遺跡へ向かうルートが分かりづらい。
- ・見学時間が30分程度という来訪者が多い。
- ・令和4年度は田小屋野貝塚で発掘があったため見学者が多かったが、以前は時間がなければ亀ヶ岡石器時代遺跡のみの見学がほとんど。
- ・時間に余裕のある人は両史跡を歩いても良いが、バスマナー客、足に自信のない人や高齢者にとって全て歩くのは厳しい。

(亀ヶ岡石器時代遺跡)

- ・自動車による来訪者は、カーナビでしゃこちゃん広場の石像あたりに案内されるため、石像周辺だけが史跡だと思ってそのまま帰る人が多い。
- ・バス利用者は、亀ヶ岡バス降車後にどこに行けば良いか分からずウロウロしている。
- ・見学時に史跡内の道路を横断しなければならず気をつかう。
- ・自動車で史跡内の道路に入って見学したいという来訪者もいる。
- ・沢根地区・近江野沢地区の土偶出土地点に来訪者の関心があり、木道などから見たいとの声が多い。

(田小屋野貝塚)

- ・田小屋野貝塚の場所が分かりづらい。
- ・駐車場から田小屋野貝塚まで、かなり歩かなければならず大変。
- ・興味ある来訪者は時間に余裕をもって訪れるが、観光目的の来訪者には説明無しでは分かりづらい。

(史跡間)

- ・田小屋野貝塚往復のために県道沿いを歩くが、危険で大変気をつかう。
- ・往復時に同じ風景を2度見ることになる。

3) 諸施設について

(案内標識)

- ・看板はあるが、国道101号線から史跡までが分かりにくい。
- ・田小屋野貝塚入口の標識が分かりにくい。
- ・田小屋野貝塚に車の乗り入れが多数あり、乗り入れ禁止であることが伝わりにくい。

(駐車場)

- ・大型バスが出入りしづらい。

- ・田小屋野貝塚に駐車スペースを望む声も聞かれる。

(トイレ)

- ・来訪者からトイレの場所を聞かれることが圧倒的に多い。
- ・仮設駐車場や縄文遺跡案内所の近くにトイレがあると思っている来訪者が多い。
- ・トイレが少ないため、団体客はトイレ利用でかなり時間をとられてしまう。
- ・トイレの数や設置場所を改善してほしいという団体客の要望がある。
- ・来訪者はしゃこちゃん広場のトイレ裏側を通るので、トイレが見逃されることがある。

(縄文遺跡案内所)

- ・多数の来訪者が入ると身動きできないことがあり、説明が十分行えない。

(史跡内)

- ・ガイド無しの来訪者からは、ただの原っぱで分かりにくいという声がある。
- ・来訪者の視覚に訴えるものが少なく、復元されたものもないので物足りなさを感じている様子。

(資料館)

- ・木造亀ヶ岡考古資料室の場所が分かりにくく、道路も悪い。
- ・大型バスは迂回路を通して木造亀ヶ岡考古資料室へ行かなければならず移動が大変。
- ・展示室に説明パネルや資料名を示したプレートが少ない。

(新規のガイダンス施設)

- ・ガイダンス施設の早期設置を多くの来訪者が望んでいる。
- ・移動時間短縮のため、ガイダンス施設が史跡の近くにあれば良いという声がある。

4) 周辺の文化・自然遺産や観光地との連携について

- ・ベンセ湿原や出来島埋没林について聞かれることがある。
- ・出来島埋没林の話をする、行きたいという声がある。
- ・食事処を尋ねられることが多い。
- ・インターネット情報による来訪者が多いが、Wi-Fi が縄文遺跡案内所でない。
- ・木造駅への来訪者を史跡へ誘導するアナウンスや仕組みづくりが不足。

第7節 広域関連整備計画

亀ヶ岡石器時代遺跡の出土資料は木造亀ヶ岡考古資料室と縄文住居展示資料館カルコに、田小屋野貝塚の出土資料は縄文住居展示資料館カルコに展示されている。木造亀ヶ岡考古資料室は史跡から車で5分ほどの距離にあるが、道が狭く大型バスは迂回路を經由している。縄文住居展示資料館カルコは史跡から車で15分ほどの距離にある。史跡とあわせて2つの資料館を見学する来訪者も多く、現状で史跡のガイダンス施設としての役割を果たしている。

史跡周辺や市街地付近には、旧石器時代・縄文時代の古環境を示す自然遺産や、近現代の歴史遺産や自然遺産が点在している。史跡と各資料館、さらには史跡と歴史・自然遺産の連携強化のため、活用整備を通じて史跡から情報発信していくことが重要な課題である。



図43 関連資産の位置

第8節 現状と課題

現状と課題については、両史跡に共通する事項と、それぞれに特有な事項とに分けて記載する。

(1) 両史跡に共通する事項

	現 状	課 題
保存管理	<p>①過去の発掘調査により、旧宅地等では表土の薄い箇所が確認されている。一方、広範な未調査範囲では遺構・遺物包含層の広がりや表土の厚さが不明である。</p>	<p>①表土の薄い箇所については、盛土等による遺構・遺物包含層の保護が必要である。地下の状況が不明な範囲については、遺構・遺物包含層の広がりや表土の厚さを確認していく必要がある。</p>
	 <p>②旧宅地では古井戸の陥没が生じている。</p>	<p>②古井戸の陥没箇所は、埋戻しあるいは開口部をふさぐ措置が必要である。</p>
	 <p>①旧宅地の植栽樹木は史跡全景の眺望を遮るものとなっている。 ③-2 同上の樹木（特に高木）の根系が遺構に悪影響を与える可能性がある。</p>	<p>③旧宅地の庭木等で地下遺構に影響する恐れのある樹木については伐採する必要がある。</p>
	<p>④民有地の農地では、現在も耕作が行われている箇所がある。</p>	<p>④耕作による遺構・遺物包含層への悪影響が無いよう、保存活用計画に則り耕作者に理解と協力を求める必要がある。</p>
	 <p>⑤屏風山砂丘地と周辺低地の間の斜面地は高木が繁茂している。特に亀ヶ岡石器時代遺跡北縁部と田小屋野貝塚東縁部は急崖で、それぞれ「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」に指定されている。</p>	<p>⑤法面保護と崩落防止、眺望、遮蔽等のための植栽管理が必要となる。</p>
活用	 <p>①亀ヶ岡石器時代遺跡の南隣に縄文遺跡案内所を設置し、遺跡ボランティアガイドによる遺跡案内を行っている。 ②縄文遺跡案内所の隣にしゃこちゃんショップを設置している。</p>	<p>①整備に伴い、遺跡ボランティアガイドの育成はさらに必要となる。 ②今後、一層の活用が必要となる。</p>
	 <p>③縄文遺跡案内所の敷地に砂利敷の仮設駐車場を整備している（普通車14台、大型バス3台）。</p>	<p>③駐車場の本設が課題となる。</p>
	 <p>④国道299号沢蟹田線沿いに休憩・便益機能をもつ「しゃこちゃん広場」を整備している。</p>	<p>④「しゃこちゃん広場」は引き続き維持管理が必要であるが、来訪者の増加に対応するため、トイレ・ベンチ等の便益機能の充実および効果的な配置が必要となる。</p>

	現 状	課 題	
活 用		⑤ 史跡の周遊マップを縄文遺跡案内所に配置している。	⑤ 展示・案内機能の充実が課題となる。
		⑥ 史跡の価値や最新情報、資料館等を紹介するウェブサイト（多言語対応）を開設している。	⑥ 今後、コンテンツの充実が必要となる。
	 <p>ステージイベント</p>	⑦ 夏季に「JOMON 亀ヶ岡遺跡・田小屋野貝塚まつり」を開催し、ステージイベントやクイズラリー、貝輪づくり・火おこし体験、発掘調査の現地説明会を実施している。	⑦ 史跡現地でのイベント開催は夏季限定であり、イベントや体験活用の機会を増加させることが課題となる。
	 <p>クイズラリー</p>		
	 <p>貝輪づくり体験</p>		
		⑧ 出土遺物を現地で見学できる施設がない。	⑧ 現地で出土遺物や亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚に関する情報を提供するガイダンス施設が必要となる。
		⑨ 遺跡への公共交通機関によるアクセスは五所川原駅前・木造駅前商店街からのバスはあるものの、本数が少ない。	⑨ 公共交通機関によるアクセスとともに、タクシー・レンタカーの利用に関する一層の周知が必要となる。
		⑩ 両史跡の往復は県道鯉ヶ沢蟹田線を約200m歩行する必要があるが、歩道が無いうえに交通量も比較的多く危険である。	⑩ 両史跡の往復に用いる県道鯉ヶ沢蟹田線沿いに暫定歩道を設置しているが、今後は歩道の本整備が必要となる。
	⑪ 亀ヶ岡石器時代遺跡内の市道沿い、田小屋野貝塚東側の県道沿いにバス停留所があり、いずれも既存動線上に位置するが、バス利用者に対する動線表示が無い。	⑪ バス停留所付近に現在地と動線を示す標識が必要である。	

	現状	課題
活用	⑫来訪者の多くは自家用車・レンタカー・大型バスを利用し、公共バス利用者は少数である。車両利用者に対しては縄文遺跡案内所の駐車場利用を案内しており、利用率は高い。	⑫田小屋野貝塚の来訪者にも縄文遺跡案内所の駐車場利用を呼びかけているが、史跡地内に車両で乗り入れる来訪者もあり、導入路付近での見学者動線との重複が課題となっている。
	⑬縄文遺跡案内所では周遊マップを配布し、ボランティアガイドが駐在しているため、案内所を起点として亀ヶ岡石器時代遺跡を周遊する来訪者が多い。短時間の見学希望者はしゃこちゃん広場周辺のみ見学している。	⑬田小屋野貝塚は、亀ヶ岡石器時代遺跡と組み合わせて見学すると1時間程度を要するため、来訪者が少なく、亀ヶ岡石器時代遺跡の2～3割程度に止まる。西側の解説板まで足を伸ばす来訪者はさらに少なく、史跡西半部の活用が課題となっている。

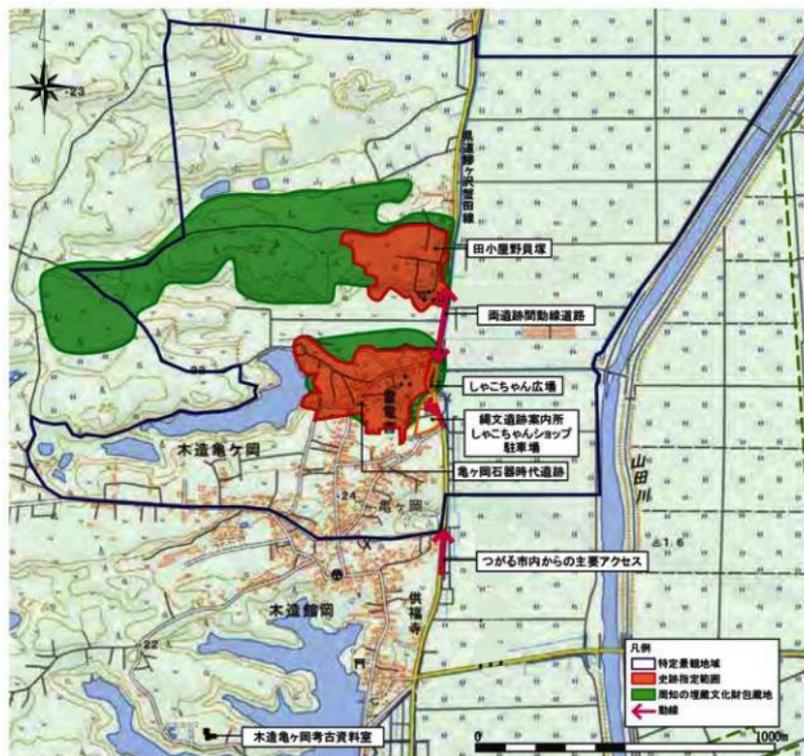


図 44 両史跡へのアクセスと史跡間の動線

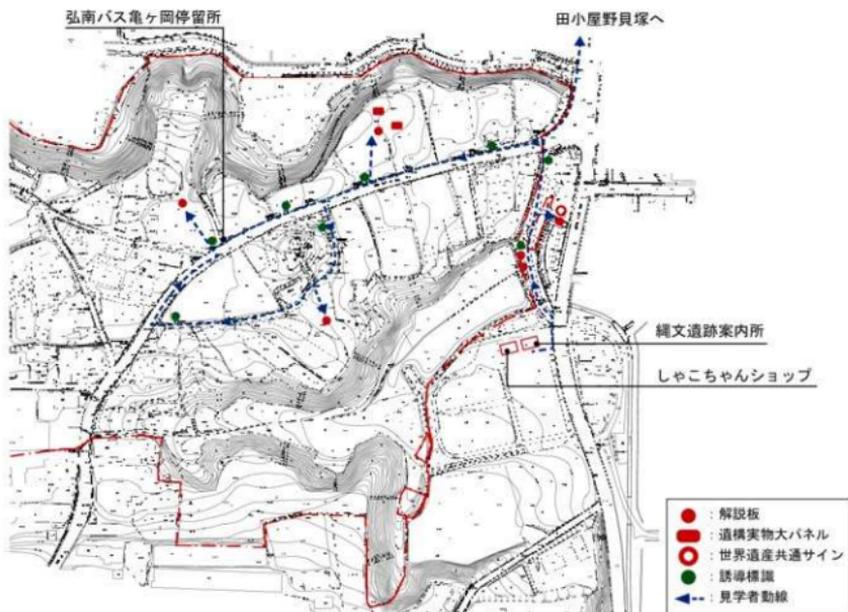


図 45 亀ヶ岡石器時代遺跡 解説板等現況配置図 S=1/3000

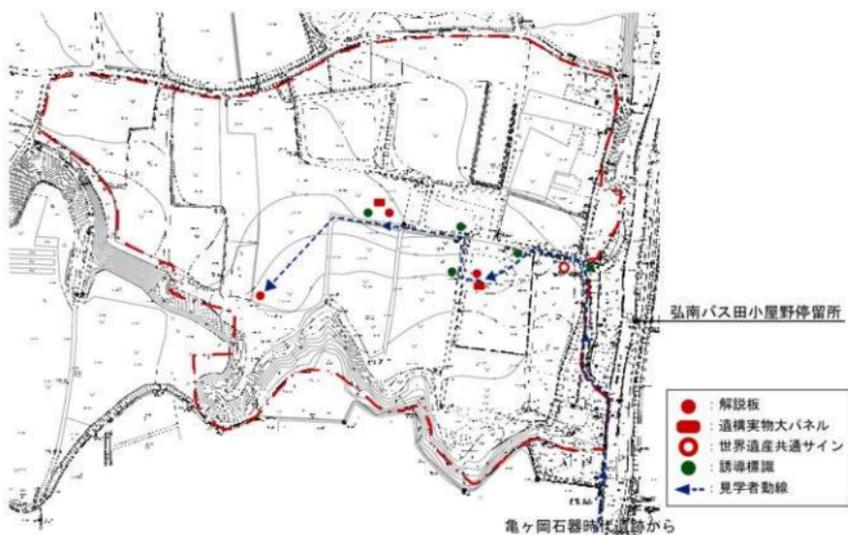
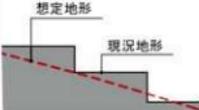


図 46 田小屋野貝塚 解説板等現況配置図 S=1/3000

	現 状	課 題
整 備	 <p>遺構実物大パネル</p>  <p>簡易解説板</p>  <p>誘導標識</p> <p>①遺構の情報を伝える整備は、簡易解説板と遺構実物大パネルの設置にとどまる。</p>	<p>①縄文時代の土地利用の構成や遺構の実態について、原位置で表現する整備や、適切な解説方法の検討が必要となる。</p>
	 <p>③両史跡とも、景観上好ましくない構造物や電柱がある。</p>	<p>③史跡内にある景観上好ましくない現状構造物等については、撤去や修景を行うことが必要となる。</p>
	 <p>④両史跡の東側に広がる津軽平野（古十三湖）方面への眺望には、県道沿いの電柱・架空線が視界に入る。</p>	<p>④東側の津軽平野（古十三湖）方面への眺望を阻害する電柱・架空線は、中・長期的課題として地下埋設等の対応を検討する必要がある。ただし当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、埋設等にあたっては試掘による遺構・遺物の確認が必要になるなどの課題がある。</p>

	現 状	課 題
運 営 ・ 体 制	<p>①史跡地及び縄文遺跡案内所敷地の草刈りは、シルバー人材センター等に業務委託して年4回程度行っているが、亀ヶ岡石器時代遺跡の低湿地のように管理の及ばない場所もある。公有化の進展とともに、草刈りや倒木処理等に必要予算が増加し続けている。しゃごちやん広場の維持管理は地元の土木工事会社、縄文遺跡案内所の維持管理は地元自治会に業務委託している。その他、つがる市教育委員会文化財課が日常的な点検管理を行っている。</p>	<p>①公有化面積の拡大に伴い、現状のつがる市教育委員会文化財課による日常的な点検管理が行き届かなくなっており、地元住民や遺跡活用団体等と協働する管理体制の構築とともに、増大する管理・運営業務に対応した予算確保が課題となる。</p>
	 <p>②来訪者への解説は、主に遺跡ボランティアガイドが対応している。令和4年度以降、土日祝日に加えて平日もガイドを実施している。増加する団体ツアーへの解説は事前予約制とし、文化財課職員が受付対応とガイド実施の日程調整を行っている。</p>	<p>②来訪者の増加に対応するため、遺跡ボランティアガイドの更なる担い手確保が必要である。後継者を育成していくほか、ボランティアガイドが体験学習にも関わるなど、活動の幅を広げることで多様な人材が関われる体制づくりも課題である。</p>
	<p>③イベント時にはNPO法人つがる縄文の会、遺跡ボランティアガイド、県立木造高等学校、地域住民、行政が連携している。</p>	<p>③一層の連携した運営のため、市民が遺跡に日常的に関わり、活用していく仕組みづくりが必要となる。</p>

(2) 亀ヶ岡石器時代遺跡に特有の事項

	現 状	課 題	
保存管理		①追加指定後の公有率は約48%であり、追加指定された史跡西半は殆んど公有化されていない。	①整備を優先する史跡東半に残る民有地の早期公有化が課題となる。また、西半の公有化を進めていく必要がある。
		②整備を優先する史跡東半には雷電宮や集会所が所在する。また、整備範囲の西側には一般住宅、倉庫、ビニールハウス等が点在している。	②雷電宮は史跡の本質的価値を補完する要素であり、地元自治会が維持管理していくが、集会所と住宅等については建物移転や土地公有化により景観改善を図る必要がある。
		③豊富な有機質遺物を包含する沢根・近江野沢地区の低湿地の地下水位や水質について情報が不足しており、有機質遺物の適切な保存環境が維持されているか不明である。	③沢根・近江野沢地区の低湿地の地下水位や水質の環境を継続的に調査し、有機質遺物の適切な保存管理に努める必要がある。
活用		①史跡内を市道が横断し、来訪者は市道を通って見学している。	①来訪者は通行車両に気を付けながらの見学を強いられている。また、史跡が市道で南北に分断されているため史跡範囲の広がりを感じづらく、活用においても全面的な利用が難しい。一体的な景観創出と全面的な利用が課題となる。
整備		①亀ヶ岡石器時代遺跡は丘陵からその南北の低湿地にかけて立地し、縄文時代の丘陵地形は東側に向けて緩やかに傾斜していたと想定されるが、旧宅地や営農に伴い段差のある地形になっている。	①旧宅地や農地に伴う段差地形については、縄文時代に想定される丘陵地形に近付ける造成が必要となる。
	 沢根地区低湿地（石像付近から）	②亀ヶ岡石器時代遺跡の低湿地は管理が及ばず、ヨシ等が密生し実生樹木が繁茂している。	②ヨシ等を定期的に剪定し、低湿地の現地形や広がり、捨て場や祭祀場としての性格を示す必要がある。
	 沢根地区低湿地（中央付近）	③旧宅地やその境界付近の植栽樹木には、園芸種の高中低木やクロマツ等が目立っている。斜面地にはカエデ等の広葉樹やスギ等の針葉樹が生育し、遠方の大型風力発電風車群の翼を遮蔽している。	③史跡全景の眺望を妨げる樹木や園芸樹木・クロマツ等の針葉樹林は伐採し、縄文時代晩期の植生に該当する樹木については、植栽や更新により景観創出を目指していく必要がある。斜面地の樹木が積雪等の影響で倒れることもあり、倒木処理等の維持管理が課題となる。
		④民有地が残る西半は民家等が立ち並ぶ。	④民家や構造物に対する緩衝植栽等を検討する必要がある。

(3) 田小屋野貝塚に特有の事項

	現 状	課 題
保存管理	 <p>①公有化率は86%であり、丘陵上の宅地・農地や斜面地に民有地が残る。</p>	①指定地全域の整備を進めるため、未公有地の早期公有化が課題となる。
活用	 <p>①史跡および周辺に駐車場やトイレ、ベンチ等の便益施設がない。</p>	①縄文遺跡案内所敷地内の仮設駐車場から距離があるため、来訪者が田小屋野貝塚まで足を運びづらく、両史跡を往復する歩行動線の本整備が必要となる。
	 <p>②県道からの導入路は狭く、一般車両や農作業車両が日常的に利用している。</p>	②来訪者は通行車両に気を付けながらの移動を強いられていることから、史跡への導入路として安全かつ利便性の良い整備が必要となる。
整備	<p>①田小屋野貝塚は丘陵上に立地し、縄文時代の地形は東側と南側に向けて緩やかに傾斜していたと想定されるが、営農に伴い丘陵の一部が段差のある地形になっている。</p>	①農地に伴う段差地形については、縄文時代に想定される丘陵地形に近付ける造成が必要となる。
	 <p>携帯電話基地局鉄塔</p>	②遠景として、視界に入る携帯電話基地局鉄塔や大型風力発電風車群の翼に対する修景が課題となる。
	 <p>風力発電風車翼</p>	
	 <p>③田小屋野貝塚の県道からの導入路は史跡内外の民家に近接しており、景観上好ましくない。</p>	③県道からの導入路に隣接する民家に対しては、修景等が課題となる。
	<p>④史跡北側に電柱や架空線が見える。</p>	④緩衝植栽等による修景が課題となる。
 <p>⑤旧宅地やその境界付近の植栽樹木には、園芸種の高中低木、クロマツ・スギ等の針葉樹、ヤナギ等の広葉樹が目立っている。</p>	⑤史跡全景の眺望を妨げる樹木や園芸樹木、クロマツ・スギ等の針葉樹林は伐採し、縄文時代前期の植生に該当する樹木については、植栽や更新により景観創出を目指していく必要がある。	

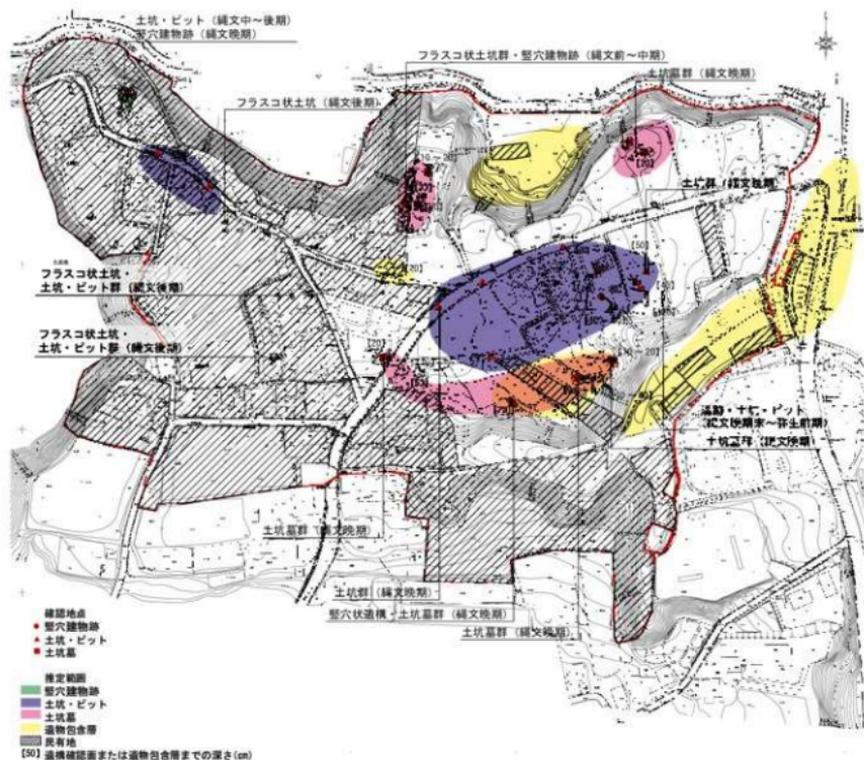


図 47 亀ヶ岡石器時代遺跡 表土厚平面図 S=1/3000

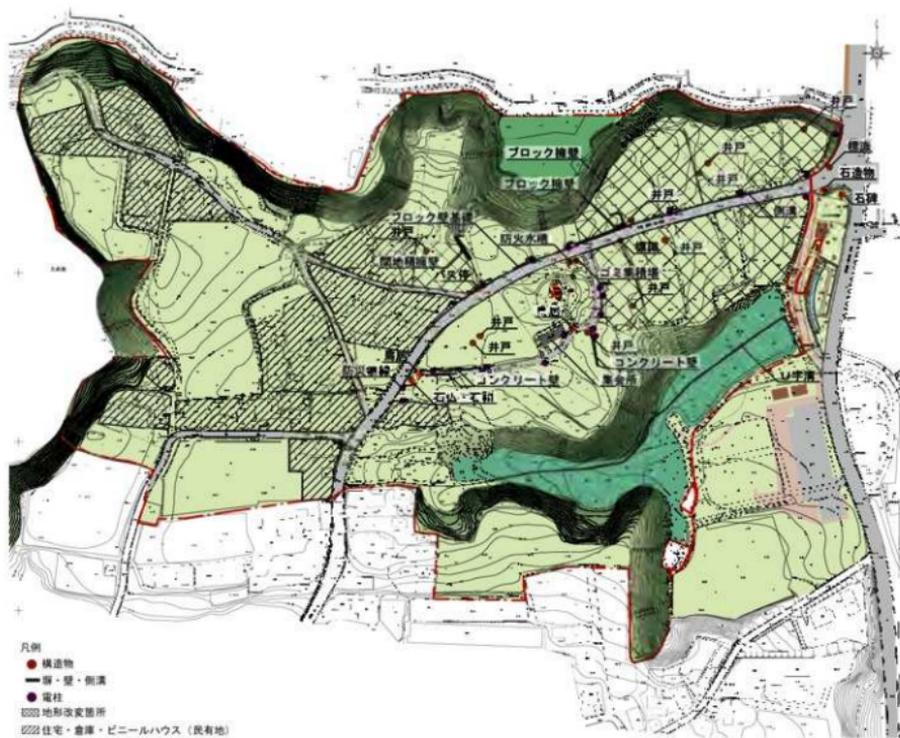
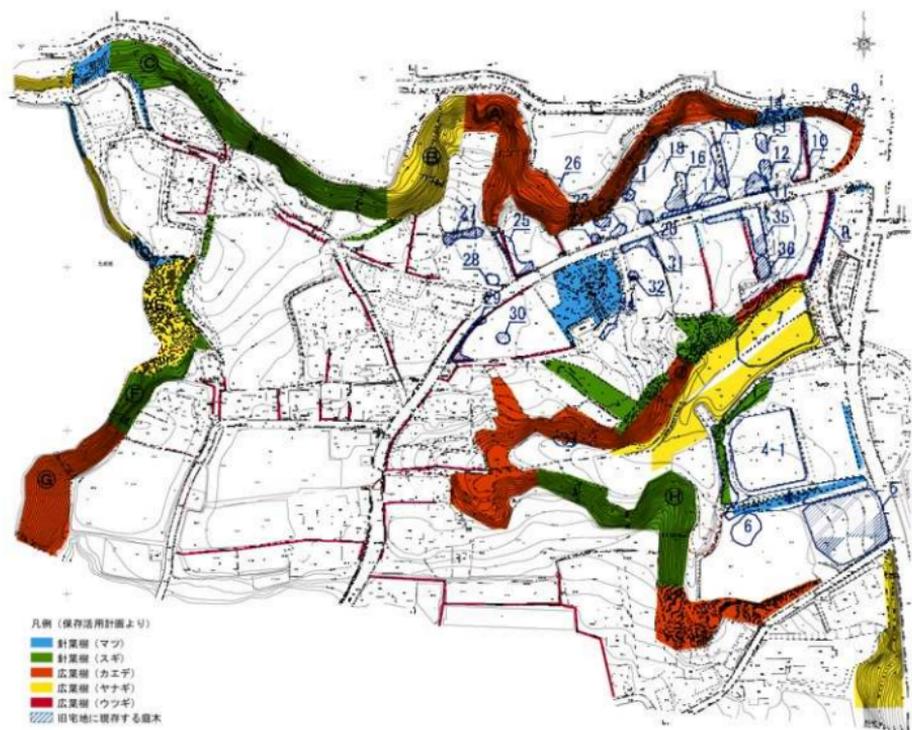


図 48 亀ヶ岡石器時代遺跡 現況・現状構造物配置図 S=1/3000



※図版内の番号：資料編-埋没植物調査一覧の記号に対応（P159-160）

図 49 亀ヶ岡石器時代遺跡 植栽調査図 S-1/3000

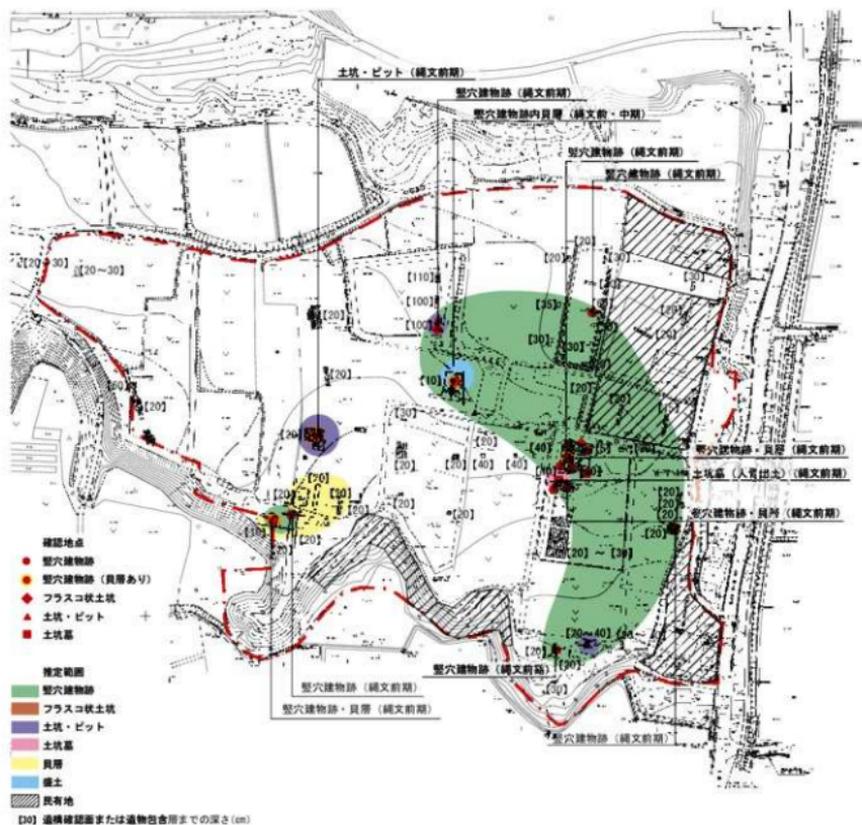
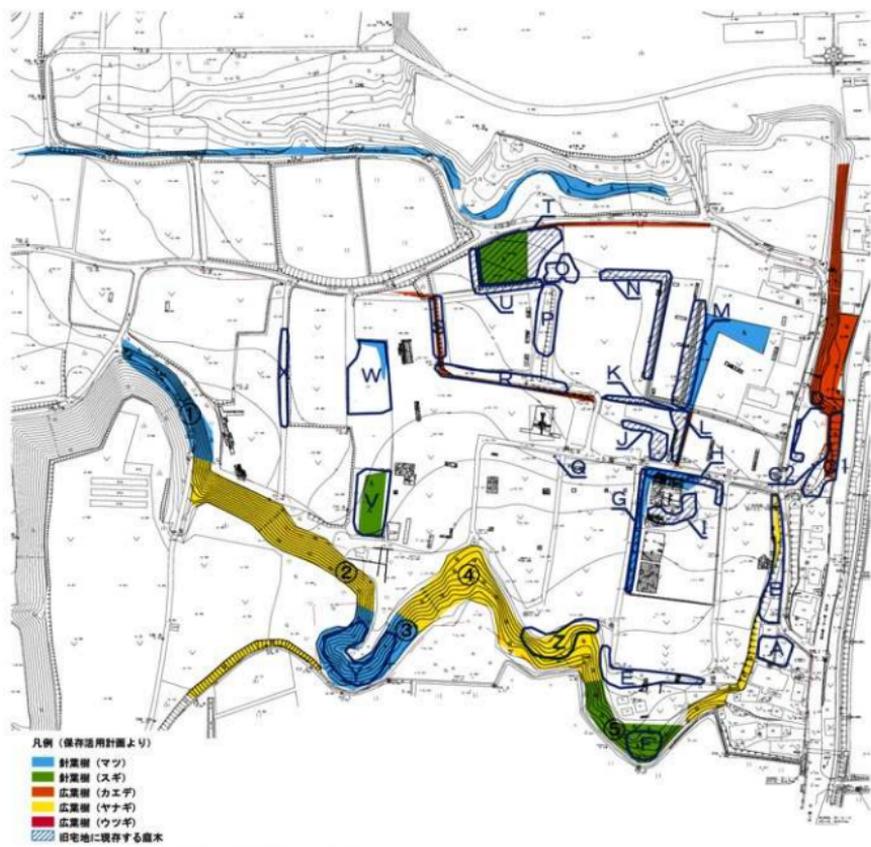


図 50 田小屋野貝塚 表土厚平面図 S=1/2500



図 51 田小屋野貝塚 現況・現状構造物配置図 S=1/2500



※図版内のアルファベット及び番号：資料編－現況植生調査一覧の記号に対応（P160-161）

図 52 田小屋野貝塚 植栽調査図 S=1/2500

第4章 基本方針

第1節 基本理念

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は主要な年代や性格が異なるが、周辺環境への適応や存続期間の重複・連続性等の点で本質的価値を共有することから、その有効活用を図るために、周辺地域を含めた両史跡の一体的な整備を推進していく。史跡整備を通じて、地域の学習・交流拠点として「地域づくり・人づくり」につなげていき、さらには市内に点在する関連文化財・文化施設等との広域連携を図る。整備・活用にあたっては両史跡の本質的価値を適切に保存し、次世代に確実に継承するとともに、地域社会との協働のもと、適切な保存管理及び継続的な活用のための体制づくりを推進していく。

第2節 基本方針

(1) 地下遺構・遺物の保存

丘陵上や斜面地、また豊富な遺物を包含する亀ヶ岡石器時代遺跡の低湿地について、適切に遺構・遺物を保存する。盛土等による保存のほか、低湿地については保存科学の視点から地下水を含む保存環境の保全に努める。

(2) 遺跡・遺構の表現

整備対象とする時期は、それぞれの遺跡の特徴を最も表現できる時期とする。亀ヶ岡石器時代遺跡は縄文時代晩期の共同墓地や捨て場（祭祀場）の様相を表現する。また田小屋野貝塚では縄文時代前期の集落構造が体感できる整備とする。

整備対象とする遺構の表現では、両史跡それぞれの特徴を顕在化することにより、時期や性格の違いによる遺跡の在り方が判るような整備を目指す。

さらに、丘陵上では当時の植生環境を体感できるような復元を行う。この植栽では、植物遺体・花粉分析等の結果を踏まえて、環境の変遷を表現することや、有用植物を多用することで体験活用に資するものとする。

(3) 活用と交流の場の創出

丘陵上の広がりを活かして、体験活用や四季に応じたイベント等に用いることのできる広場を設定する。

例えば、道具づくり、収穫・調理体験など、地域住民のみならず、来訪者が誰でも体験できるものや、仮設的な住居づくり体験を学校教育と連携して行うこと、また定期的なイベントを継続することでやがて地元の風物詩となるような祭りなど、多様な活用と交流の場として運営する。

(4) ガイダンス施設の新設

両史跡の出土遺物や史跡周辺の古環境情報などを展示公開する施設を亀ヶ岡石器時代遺跡の史跡隣接地に新設する。

展示のほか、便益機能や体験学習機能を備えた施設とし、遺跡景観に調和した外観の建築を目指す。

(5) 周辺環境の保全

史跡周辺は広大な水田が広がる津軽平野であり、適切な解説等により古十三湖を想起することができる。しかしながら、近隣の住宅や電柱・架空線など必ずしも遺跡景観の観点からは好ましくないものもある。

この地域の縄文文化を育んだ自然環境を体感できるよう、地域住民や関係事業者との協働による環境保全を推進する。

他方、両史跡をつなぐ動線については、利用者の安全確保を目的に暫定歩道を部分的に設置しているが、周辺環境に調和した歩道の本整備に向けて関係機関と協議を進める。

(6) 段階的な整備

亀ヶ岡石器時代遺跡では、公有化の進んだ東半を第1期整備の対象とし、西半を第2期整備とする。田小屋野貝塚では、全城を対象に計画する。本計画では、亀ヶ岡石器時代遺跡の第1期範囲および田小屋野貝塚全城を対象にする。

本計画の対象範囲においても、未公有地があることや今後さらに発掘調査を行うことから、公有化や調査の進んだ地点を優先しつつ、中・長期的計画に基づいて全体地域の整備を段階的に実施していく。

整備工事は、造成および動線整備の完了後は公開を図りながら、植栽、遺構表示、解説板・案内板の設置、便益施設の設置を進めていく。なお、亀ヶ岡石器時代遺跡の沢根地区低湿地は、多くの来訪者が訪れる場所であるため、優先的な整備を検討する。

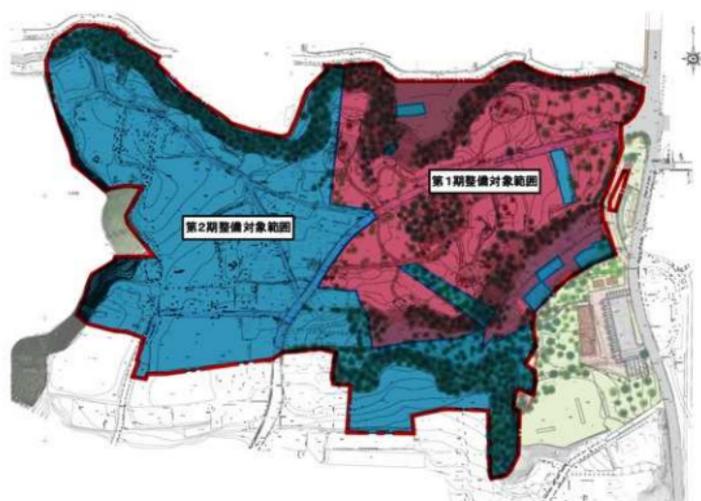


図 53 亀ヶ岡石器時代遺跡整備対象範囲図 (S=1/4000)

(7) 体制の構築

保存管理を確実に行いつつ史跡の活用・整備を進めていくため、地域住民や遺跡活用団体等と行政の協働は重要である。日常的な維持管理に地域住民が関わる体制を新たに作りつつ、引き続き遺跡活用団体・ボランティアガイド・高等学校等と行政の連携による活用を推進していく。

活用体制の安定した継続のためにはボランティアガイドの活動も重要である。学習講座等を定期的で開催してガイド登録者の技能向上や新たな担い手の確保に務めるとともに、市内小中学校との連携によるジュニアボランティアガイドの育成を目指していく。

また、史跡の確実な保存管理や周辺地域の景観保全、活用・整備事業の推進のためには、庁内および関係機関との一層の連携も重要となることから、保存活用協議会の設置に取り組んでいく。

(8) 自然・歴史遺産及び文化的施設との連携

両史跡の立地する屏風山砂丘地周辺には、ベンセ湿原や出来島埋没林を含む津軽国定公園に代表される豊かな自然環境、さらには亀ヶ岡石器時代遺跡発見の発端ともされる亀ヶ岡城跡などの歴史遺産がある。この地域の自然環境や歴史遺産に対する理解を深めつつ、現地へも来訪できるよう、縄文遺跡案内所や新設するガイダンス施設において案内誘導を充実させていく。

また、関連文化施設として市街地にある縄文住居展示資料館カルコや、史跡に近い木造亀ヶ岡考古資料室、市城南部に森田歴史民俗資料館があり、両史跡の出土資料や市内の縄文文化に関する展示を行っているが、各施設は離れており、縄文住居展示資料館カルコと森田歴史民俗資料館は史跡から遠方に所在する。

既存の資料館については、新設する史跡のガイダンス施設、さらには市街地への建設が構想される博物館との機能分担や統廃合も視野に総合的なネットワークを構築し、関連施設の周遊および市内観光施設への誘導を促進していく。

さらに、両史跡とともに世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する遺跡公開施設との活用に関するネットワークを充実させていく。